

## 外国口座税務コンプライアンス法に基づく お取引時のご確認について

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下、「<sup>フ</sup><sup>ァ</sup><sup>ト</sup><sup>カ</sup>FATCA」といいます）およびFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、平成26年7月1日から、お取引時にお客さまが米国税法上の納税義務者等に該当されるか否かをご確認させていただくことになりました。

ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当された場合には、開設いただいた口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただくことになります。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. お客さまへのご確認が必要となる場合

- ①預金等の口座を開設するとき
- ②届出事項の変更等によりお客さまが米国税法上の納税義務者等に該当される可能性が生じたとき
- ③その他



### 2. お客さまへのご確認の方法

ご呈示を受けた本人確認書類またはご提出を受けた申し込み書類その他の書類に、米国人の可能性を示唆する情報（米国での出生、米国の電話番号、住所、米国への定期的な資金移動の指図等）が含まれているかを確認させていただき、必要に応じ追加書類をご提出いただきます。



### 3. 米国税法上の納税義務者等の報告対象に該当される場合

ご確認の結果、お客さまが米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当される場合には、お客さまの口座に関する情報等を当金庫から米国内国歳入庁へ報告させていただくことについて、ご同意いただくことになります。（※）

※ご同意いただけない場合には、お取引をお断りさせていただくことがあります。

ご不明な点は、当金庫の窓口にお問い合わせください。